

吸収分割に係る事後開示事項

(会社法に基づく事後備置書面)

2025年10月1日

分割会社 日東ベスト株式会社

承継会社 株式会社シロッコさがえ

2025年10月1日

山形県寒河江市幸町4番27号
日東ベスト株式会社
代表取締役社長執行役員 嵯峨 秀夫

山形県寒河江市幸町4番27号
株式会社シロッコさがえ
代表取締役社長 佐藤 光義

吸収分割に係る事後開示事項

(分割会社/会社法第791条第1項に基づく事後備置書面)

(承継会社/会社法第801条第3項に基づく事後備置書面)

日東ベスト株式会社（以下、「分割会社」といいます。）と株式会社シロッコさがえ（以下、「承継会社」といいます。）とは、2025年7月11日付締結の吸収分割契約（以下、「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2025年10月1日を効力発生日として、分割会社の冷凍食品等の販売に関する事業の一部（一般消費者に対する直接販売事業。以下、「本事業」といいます。）に関して有する権利義務を、承継会社に承継させる吸収分割（以下、「本吸収分割」といいます。）を行いました。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法第801条第3項第2号並びに会社法施行規則第189条に基づき開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本分割が効力を生じた日

2025年10月1日をもって効力を生じております。

2. 分割会社（日東ベスト）における次に掲げる事項

- 会社法第784条の2の規定（吸収分割の差止請求）による請求に係る手続の経過
本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
- 会社法第785条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過
本吸収分割は、会社法第784条第2項に定める簡易吸収分割に該当するため、該当事項はありません。
- 会社法第787条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過
分割会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。
- 会社法第789条の規定（債権者の異議）による手続の経過
分割会社は、本吸収分割において承継会社への債務の承継を行わず、異議を述べることできる債権者はいないため、会社法第789条による手続は行っておりません。

3. 承継会社（シロッコさがえ）における次に掲げる事項

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割の差止請求）による請求に係る手続の経過

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項に基づき、2025 年 7 月 18 日付官報により、債権者に対して公告を行いました。債権者から異議の申述はありませんでした。なお、承継会社において、各別に催告すべき知れている債権者はいないため、個別催告は行っていません。

4. 本吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、本吸収分割契約に基づき、分割会社の本事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日

2025 年 10 月 1 日から 2 週間以内に行う予定です。

6. 前各号に掲げるもののほか、本吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上